

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	改良第5店舗の管理及び賃貸料収納に関する事務
発注課	都市局市街地整備部住宅課
選定事業者	札幌市光星料飲店協同組合
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第（2）号 <input type="checkbox"/> 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第（ ）号</p> <p>【具体的事由】 札幌市光星料飲店協同組合（以下「組合」という。）は、改良第5店舗の店舗業種の多くがスナック等の風俗営業種であり、ほかの店舗と異なり営業時間が深夜にまで及ぶことから、当該組合を通じて店舗管理に関する指導等を行うことが適切と判断されたことにより、当時所管していた区画整理部の要請で昭和46年に設立されたものである。 現在においても、当該店舗の業種はスナック等の風俗営業種が多く（30店舗中24店舗）、営業時間が深夜にまで及ぶことから、入店者の賃貸料支払いの便宜及び職員の時間外の支払催促事務等を軽減させるため、当該店舗内に事務所を有し、かつ、夜間の収納体制が整っている唯一の団体である組合を事業者とし、収納事務を含めた店舗管理に関する事務を委託することが適当である。</p> <p>※参考：過去10年（平成25年度～令和5年度）の収納率100%</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和7年3月3日